

## 院外処方箋の事前合意プロトコール合意書

八戸市立市民病院と一般社団法人八戸薬剤師会は、院外処方箋(麻薬を除く)の処方 変更に係る照会不要項目について、下記の通り合意した。

保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明のうえ患者の同意を得てから行うものとする。

なお、合意の解除・内容の変更については必要時に協議を行うこととする。

また本プロトコールは原則として5年毎に更新することとする。

### 照会不要項目

①成分同一の銘柄変更	先発品→先発品(併売品)への変更調剤。 薬剤料が同等または安価になる場合のみ。
②内用剤の剤形の変更	散 ⇄ 普通錠やOD錠、錠(粉碎) ⇄ 散剤、散剤 ⇄ シロップ剤など。 【除外】用法用量の変更、軟膏→クリームやクリーム→軟膏など 外用剤の変更。
③内用剤の規格の変更	例:5mg1回2錠→10mg1回1錠、1mg1回0.5錠→0.5mg1回1錠など。 薬剤料が同等または安価になる場合のみ。
④外用剤の包装・規格の変更	例:軟膏5g×2本→10g×1本、湿布(7枚入)×5袋→(5枚入)×7袋等。 原則、薬剤費が同等かより安価になる場合のみとするが、 透析液の箱単位への数量調節は対象外。
⑤半割、粉碎、混合調剤	無料の場合のみ。 新たに自家製剤加算・嚥下困難者用製剤加算等を算定する場合は 疑義照会が必要。
⑥一包化調剤	他科や他院の処方箋に一包化指示があるときに一緒に一包化する場合。 また、無料の場合。 新たに外来服薬支援料2を算定する場合は疑義照会が必要。

- 1 照会不要項目に該当するとき、医師への照会を不要とする。
- 1 本プロトコールを適用した後、保険薬局は変更内容をFAXにて処方元医療機関に報告する。

令和5年8月21日

八戸市田向三丁目1番1号

八戸市立市民病院事業管理者

今 明秀



八戸市田向三丁目6番1号

八戸市総合保健センター3階

一般社団法人八戸薬剤師会会长 阿達 昌亮

